

様式 1

(一般)

No.

受付番号

出店場所

出 店 申 請 書

令和 6 年 月 日

(あて先) 赤穂義士祭露店出店事務局

本人確認書類貼付欄
(出店申請者)

出店申請者 (責任者)

住 所

運転免許証や住民基本台帳カード (写真付) 等のカラーコピーしたものを貼付すること。それ以外の顔写真の無い本人確認書類にあっては、下に顔写真も貼付すること。

ふりがな
氏 名

生年月日 年 月 日生

電話番号 () -

私は、出店者募集要項及び裏面の誓約事項を遵守し、出店に関する赤穂義士祭露店出店事務局及び赤穂義士祭奉賛会の指示事項に従うことを誓約した上、次のとおり露店の出店を申請します。

| | | | |
|--------------------|--|-------|-------|
| イベント名 | 第 1 2 1 回赤穂義士祭のための出店 | | |
| 期 間 | 令和 6 年 1 2 月 1 4 日 (土) 1 0 時から令和 6 年 1 2 月 1 4 日 (土) 1 6 時まで | | |
| 販売品目 ※ 3 品目まで記入 | | | |
| 食品衛生法に 基づく営業許可 | 許可年月日 | 許可番号 | 営業種別 |
| | 許可証発行保健所 | | |
| 追加電力の有無 | 有 (w) ・ 無 | 火気の使用 | 有 ・ 無 |
| 使用車両 | 登録番号 | 車種 | 車名 |

| | | | |
|--|--|-------------|---|
| 営業 補 助 者 | 1 | 住 所 | 本人確認書類貼付欄 (営業補助者 1) 運転免許証や住民基本台帳カード (写真付) 等のカラーコピーしたものを貼付すること。それ以外の顔写真の無い本人確認書類にあっては、顔写真も貼付すること。住所が記載されていない証明書にあっては、住民票を提出すること。 |
| | | ふりがな | |
| | | 氏 名 | |
| | | 生年月日 年 月 日生 | |
| | | 電話番号 | |
| | 私は、裏面の誓約事項を遵守し、出店に関する事務局及び奉賛会の指示事項に従うことを誓約します。 | | |
| | 2 | 住 所 | 本人確認書類貼付欄 (営業補助者 2) 運転免許証や住民基本台帳カード (写真付) 等のカラーコピーしたものを貼付すること。それ以外の顔写真の無い本人確認書類にあっては、顔写真も貼付すること。住所が記載されていない証明書にあっては、住民票を提出すること。 |
| | | ふりがな | |
| | | 氏 名 | |
| | | 生年月日 年 月 日生 | |
| 電話番号 | | | |
| 私は、裏面の誓約事項を遵守し、出店に関する事務局及び奉賛会の指示事項に従うことを誓約します。 | | | |

※営業補助者が 3 人以上の場合、別途様式 1 に 3 人目以降の営業補助者を記入し、NO.○と記載してください (その場合、申請書全ての出店申請者の欄に記名して下さい)。

誓 約 書

私は、出店するに当たり、次の事項について厳守することを誓約します。

- 1 私は、暴力団員ではありません。
- 2 私は、暴力団員と同一生計の者ではありません。
- 3 私は、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者ではありません。
- 4 出店に関し、他人に名義を貸しません。(私以外の者が営業しません。)
- 5 営業補助者として、上記1～3の者を従事させません。
- 6 会場及びその周辺において、粗野又は乱暴な言動をしたり、入れ墨をちらつかせたりするなど周囲の人に迷惑をかけ、又は不安を与えるような行為はしません。
- 7 暴力団排除条例を遵守し、暴力団に用心棒代やみかじめ料等の利益を供与しません。
- 8 行事の関係者の指示には積極的に従い、行事の運営には全面的に協力します。
- 9 暴力団を排除するため、出店申請書等が関係機関に提出されることに同意します。
- 10 主催者が求める新型コロナウイルス感染防止対策を徹底します。
- 11 上記各事項に偽りがあった場合は、出店の不承認、出店承認の取消し又は露店等の撤去の措置をとられても、一切異議申し立てをいたしません。

年 月 日

(出店申請者)
氏 名 印

(営業補助者)
氏 名 印

(営業補助者)
氏 名 印

※出店申請者、営業補助者全員の署名

暴力団排除条例抜粋（利益の供与の禁止）

第 24 条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 暴力団員がその人の業務を行うことを容認することの対償として、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、利益の供与をすること。

(2) 暴力団員がその人の業務に関する他人との紛争の解決又は鎮圧を行うことの対償として、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、利益の供与をすること。

2 何人も、前項に掲げる行為のほか、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知って、利益の供与をしてはならない。(以下、省略)